

介護老人保健施設慈眼苑
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設慈眼苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若

しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の

医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、リハビリテーション科長に申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

慈眼苑 訪問リハビリテーションについて
(介護予防訪問リハビリテーション含む)

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 洗心会
代表者名	理事長 熊本 孝司
所在地	熊本県荒尾市荒尾 1 9 9 7
電話番号	0 9 6 8 － 6 9 － 1 6 0 1
ファックス番号	0 9 6 8 － 6 9 － 1 6 0 2

2. 事業所の概要

施設の名称	慈眼苑訪問リハビリテーション
管理者の氏名	施設長 東 博 治
所在地	熊本県荒尾市増永 7 0 8 － 2
電話番号	0 9 6 8 － 6 4 － 1 0 1 8
ファックス番号	0 9 6 8 － 6 4 － 2 1 0 5

3. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の目的と運営方針

（目的）

・当施設では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう支援することを目的とする。

（運営方針）

- ・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たっては医師の指示及び訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき提供します。
- ・利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。
- ・訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とします。
- ・事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者等との連携に努め行います。

- ・前各項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）においては「熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営の基準に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 通常の実施地域

荒尾市 玉名郡 大牟田市

5. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 14:00～16:00

※土曜日、日曜日、年始は休業します。

6. 虐待防止に関する事項

- ・利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （３）その他虐待防止のために必要な措置
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

7. 訪問リハビリの職員体制・職務内容

（令和7年5月1日現在）

従業者の職種	兼務	職 務 内 容
管 理 者（医師）	1 名	職員及び利用者の管理、業務の把握と適切な遂行
理学療法士	2 名	利用者の健康管理・状況変化を把握しサービス計画に基づいて機能訓練、ADL訓練等を実施する。
作業療法士	1 名	利用者の健康管理・状況変化を把握しサービス計画に基づいて機能訓練、ADL訓練等を実施する。

8. サービス内容

- ①機能訓練（身体各部の運動）
- ②基本動作訓練（寝返り、起き上がり、立ち上がり等）
- ③日常生活動作訓練。
- ④歩行訓練（自力歩行、杖歩行等）
- ⑤住宅改修や福祉用具の導入や操作方法の指導、助言。
（車いす、手すり、入浴用品等）
- ⑥家族への介助方法の指導、助言。
（歩行介助のやり方、車いすへの移乗方法等）
- ⑦介護者の方からの相談及び関連機関との連携。

9. 利用料金

- （１）基本料金（介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なり、所得により利用料の１割～３割をお支払いいただきます。以下は１回あたりの１割の自己負担分です。）

①訪問リハビリ利用料（要介護１～５の方）

項 目	内 容	利用料金
訪問リハビリテーション	２０分	３０８円
サービス提供体制強化加算Ⅰ		６円
短期集中個別リハビリテーション加算	退院(所)・認定日から３月以内	２００円
認知症短期集中個別リハビリテーション加算		２４０円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ		１８０円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ		２１３円
医師が利用者・家族に説明し同意を得た場合		２７０円
口腔連携強化加算		５０円
退院時共同指導加算		６００円
移行支援加算		１７円

②介護予防訪問リハビリ利用料（要支援１・２の方）

項 目	内 容	利用料金
介護予防訪問リハビリテーション	２０分	２９８円
サービス提供体制強化加算Ⅰ		６円
短期集中個別リハビリテーション加算	退院(所)・認定日から３月以内	２００円
口腔衛生管理体制加算		５０円
退院時共同指導加算		６００円

１０．支払い方法

- ・上記基本料金とその他の料金の合計額を当月分は翌月の１０日より月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の方法があります。
- ・振込口座

西日本シティ銀行 大牟田支店 普通口座（１１１２３５８）

口座名義 医療法人洗心会 介護老人保健施設 慈眼苑 理事長 熊本 孝司

１１．利用にあたっての留意事項

- ①ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証の確認をさせていただきます。
介護保険証・健康保険証・医療受給者証等の変更があった場合は直ちにご連絡してください。
- ②サービス提供中気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
- ③利用者が長期入院・入所（１ヶ月を超える）をされる場合、当事業者の都合により、退院、退院後の時間・曜日を以前と変更させていただく場合がありますのがご了承ください。
- ④職員体制など、今後変更があるかと思いますが、その都度ご利用者に報告させていただきます。
- ⑤加算に関しましては、利用者においてどの加算を取るか事前に説明いたします。説明なしに加算を取る事はいたしません。
- ⑥利用者のご自宅に伺う際、少々時間が遅れたり、早くなったりします。できるだけ、時間通りにお伺いするよう心がけておりますが、道路の状況などありますのでご了承ください。２０分以上遅れると思われる場合、電話にて連絡させていただきます。
- ⑦訪問サービスの提供にあたって次に該当する行為は致しません。
 - ・医療行為。
 - ・利用者家族に対する訪問リハビリテーションサービス。
 - ・利用者又はその家族からの金銭又は物品の授受。

⑧緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

身元引受人・緊急時の連絡先に変更が生じた場合は必ずご連絡下さい。

⑨相談及び援助

当施設は、利用者およびその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、各機関と連携して可能な限り必要な援助を行うように努めます。また、要望、苦情なども、お寄せいただければ、速やかに対応いたします。

相談・苦情受付窓口： リハビリテーション科長

個人情報の利用目的

(令和7年5月1日現在)

介護老人保健施設慈眼苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設慈眼苑 介護保健施設サービスのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 の 名 称	医療法人洗心会 介護老人保健施設 慈眼苑
施 設 の 所 在 地	熊 本 県 荒 尾 市 増 永 7 0 8 - 2
施 設 長 名	東 博 治
電 話 番 号	0 9 6 8 - 6 4 - 1 0 1 8
フ ァ ッ ク ス 番 号	0 9 6 8 - 6 4 - 2 1 0 5
介護保険指定番号	4 3 5 0 4 8 0 0 1 0

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

- ・利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ・介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようにサービスの提供をいたします。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はそのご家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいようにご説明を行うとともに利用者の同意を得て実施いたします。

○主な施設

設備の種類	室数等	面 積	1人あたり面積
食 堂	2 室	2 8 4 . 9 m ²	3 . 1 6 m ²
機能訓練室	1 室	1 8 0 . 0 m ²	2 . 0 m ²
一般浴室	3 室	7 5 . 67 m ²	
機械浴室	特殊浴槽	2 台	
診察室	1 室	1 8 . 0 m ²	
デイルーム	2 箇所	2 3 1 . 0 m ²	

○他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、荒尾市立有明医療センター、荒尾中央病院や坂田歯科医院に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

(3)・施設の職員体制 (令和7年5月1日現在)

従業者の職種	常 勤	非常勤	兼 務	夜 間	備 考
管理者（医師）	1				
薬剤師			1		荒尾中央病院兼務
看護職員	1 4			(4)	看護師 9 准看護師 5
介護職員（助手）	2 3	2			介護福祉士 1 4
支援相談員・介護支援専門員	2		1		通所リハ兼務 1
支援相談員			1		事務兼務 1
理学療法士			2		通所リハ・訪問リハ兼務 2
作業療法士	2		1		通所リハ・訪問リハ兼務
管理栄養士	1				
事務員他	4	1			支援相談員兼務 1

・通所リハビリの職員体制

(令和7年5月1日現在)

従業者の職種	常 勤	非常勤	兼務	備 考
管 理 者 (医師)			1 名	施設サービスと兼務
看 護 師	1 名			
介護福祉士	8 名	3 名		
介護職員	0 名	0 名		
理学療法士			2 名	施設・訪問リハと兼務 1
作業療法士			1 名	施設・訪問リハと兼務
支援相談員			1 名	施設サービスと兼務

・訪問リハビリの職員体制

(令和7年5月1日現在)

従業者の職種	常 勤	非常勤	兼務	備 考
管 理 者 (医師)			1 名	施設サービスと兼務
理学療法士			2 名	施設サービスと兼務
作業療法士			1 名	施設サービスと兼務

(4) 定員等

・入 所 90名 (うち認知症専門棟 40名)

・通 所 50名

・療養室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	8 (4) 室	18.0 m ²	18.0 m ²
2人部屋	11 (4) 室	19.5 m ²	9.7 m ²
4人部屋	15 (7) 室	36.0 m ²	9.0 m ²

(注) 指定基準は居室1人あたり8.0 m²

(注) 上記 () 内は、認知症専門棟

2. サービス内容

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 毎月1回 行事食
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・機械を用いての入浴も可能です。
離 床 着替え 整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回以上実施します。
機能訓練	・心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行います。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器23台 車椅子43台 平行棒 ホットパック 起立台 ホットマグナー 自転車エルゴ マット練習台 他
健康管理	・医師により、定期診察を行い、健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設の医師) 氏 名 東 博 治 診療日 月曜日～金曜日
相談・苦情 及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談・苦情についても誠意をもって応じ、各機関と連携して可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談・苦情受付窓口) 支援相談員・介護支援専門員
社会生活上 便宜	・当施設は、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な教養娯楽 クラブ活動(生け花、手芸・絵手紙、音楽他) グループ活動 ・主なレクリエーション行事 誕生会 敬老会 節分豆まき他
理美容	・出張理美容サービスをご利用頂けます。 ・利用日は第1火曜日・第2月曜日・第3金曜日・第4木曜日です。